下記の定例監査の結果に対し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成25年11月18日

新庄市監査委員 髙山孝治

新庄市監査委員 山口吉靜

記

- 1. 監査対象 学校教育課の平成25年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理について
- 2. 監査期間 平成25年9月18日~平成25年10月4日

監査の結果(指摘、要望事項)	措置の内容
1. 切手受払簿を他課と共有でなく独自のもの	1. 切手受払簿に関しては、学校教育課独自の
を作成し、使用すること。	ものを作成し、使用します。